

会議録

会議の名称	令和6年度 加東市労働報酬等審議会
開催日時	令和7年3月14日(金曜日) 午後2時から午後2時45分まで
開催場所	加東市役所 庁舎5階 501会議室
議長の氏名 (委員長 梅野 巨利)	
出席及び欠席委員の氏名	
出席委員	三村 敏副委員長、山本 孝史委員、大畑 康洋委員、伊村 晶子委員
欠席委員	土肥 富幸委員
説明のため出席した者の職氏名	なし
出席した事務局職員の氏名及びその職名	
総務財政部長	肥田 繁樹、総務財政部管財課長 尾崎 佳美
総務財政部管財課主事	長尾 郁也
議題、会議結果、会議の経過及び資料名	
1 議題等	
(1) 協議事項等	
① 令和7年度労働報酬下限額について	
② 答申(案)について	
③ その他	
2 資料名	
令和6年度 加東市労働報酬等審議会資料	
■令和7年度労働報酬下限額について(事務局案)	資料1
・令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について	《参考1》
・兵庫県公共工事設計労務単価の推移	《参考2》
・兵庫県の最低賃金	《参考3》
・令和7年4月から適用する建築保全業務労務単価について	《参考4》
・加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	《参考5》
■その他	
・令和6年度の条例に関する実施状況の報告	資料2
3 会議の経過	
1 開 会	
2 市長あいさつ	
3 委員紹介	
4 委員長あいさつ	
5 議 事	
6 答 申	
7 閉 会	

(市長)

～あいさつ～

(事務局)

～委員紹介～

(委員長)

～あいさつ～

(委員長)

それでは、議事に移ります。

議事の内容について、事務局から説明をお願いします。

《事務局から説明》 ※概要については、以下のとおり

工事請負契約

令和7年2月14日に公表された「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」の兵庫県の単価を8で除して得た額に100分の90を乗じて得た額とします。

ただし、建築ブロック工につきましては、十分な有効標本数が確保できなかったとして、公共工事設計労務単価の設定がされていないため、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ることとします。

また、石工、タイル工、屋根ふき工、建具工については、兵庫県の設計労務単価の設定が無い場合、建築ブロック工と同様に、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ることとします。

さらに、見習い、軽作業等を行う者については、事前に合意を得た場合に限り、次に説明する業務委託等の労働報酬下限額と同額とします。

なお、これらの契約において、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、当該最低賃金額とし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げます。

業務委託契約等

加東市会計年度任用職員（事務補助）の給与、兵庫県主要12職種の設計労務単価の上昇率、兵庫県最低賃金の上昇率を勘案した結果、兵庫県最低賃金の上昇率を、現行の業務委託等の労働報酬下限額にかけて算出した1,106円とします。

(委員長)

令和7年度の労働報酬下限額に関する事務局案等について、質疑を受けたいと思います。ご質問がある方は、挙手をお願いします。

(委員)

労働報酬下限額を算出するうえで、物価高騰等の情勢を踏まえて算出するための基準はたくさんあると思うが、最も適しているものは県の最低賃金であると思う。たくさんある基準から下限額を算出するのは難しいため、当面の間は、今回のように県の最低賃金を踏まえたパターンでよいと思う。

また、この下限額であれば、秋に最低賃金が上昇したとしても、下限額を上回る可能性が低いので、問題ないと思う。

今後も近隣市の金額や他市町の算出方法を参考にしながら試算をしていただきたい。

(委員長)

ありがとうございます。事務局から何かありますか。

(事務局)

事務局としても、社会情勢を反映した労働報酬下限額を算出するためには、兵庫県の最低賃金はひとつの大きな目安だと考えております。

また、前回の審議会において、公契約条例を制定している市町が、労働報酬下限額をどのように算出しているのか、事務局として分かれば教えて欲しいというご意見をいただきました。各市町の会議録等から情報を取得したところ、加東市のように県の最低賃金の上昇率を基に算出している市町や、それぞれの市の職員の高卒初任給を基に算出している市町がありました。その他には、近隣市町の平均値としている市町もありました。

ちなみに、近隣である加西市は、加東市と同じく兵庫県の最低賃金の上昇率を基に算出しており、三木市は三木市の職員の高卒初任給を基に算出していました。ただし、三木市は地域手当も勘案して算出しているとのことでした。

(委 員)

他市では、その市に在住する市民の平均所得を調べて、それらの情報も踏まえて算出していると聞いています。

人手不足の中、各市町で人材の取り合いをしている状況のため、他市に負けないという思いを持ちながら、この条例に取り組んでいただきたい。

(委員長)

その他に何かございますか。

(委 員)

事務局が提案する金額に問題ないが、経験者であるベテランと新人との報酬金額の差はどのようになるのか。皆が同じ金額となるのか。

(事務局)

あくまで今回提案させていただいているのは職種ごとの下限額であるため、ベテランの方と新人の方の報酬金額に差をつけるための金額ではありません。

ただし、現場では、下限額ぎりぎりの報酬をお支払いされている業者もあるかもしれませんが、ベテランの方の技術等を勘案して、下限額よりも多くの報酬を支払っていただくことも当然あると思います。

(委 員)

報酬金額が低いことについて、困られているという話をベテランの方からよく聞くが、そのような声は挙がっていないのか。

(事務局)

今年度は、労働者からの賃金についての相談は特にありませんでした。

(委員長)

その他に何かございますか。

(委員)

私も事務局から提案していただいた金額に問題はなく、算出方法も今まで通りでよいと思います。ただ、昨年から話題になっている俗にいう103万円の壁、130万円の壁について、金額云々ではなく、年収が上がると困るという声も聞きます。そのような状況のため、労働時間の調整に対応してくれる事業所を探している方もいるようです。

私としては、最低賃金がやっと1,100円を超えてくれたという思いです。

また、地域によって報酬の格差がありますが、大阪万博により、大阪では報酬が上がっており、労働者にとってはよいことですが、事業者にとっては戸惑いがあります。大阪以外でも、災害地である能登でも賃金が上がっており、そこへ行く市内の労働者もいます。

今後、加東市で災害が起きた場合を見越して、職人の育成を考える必要もあると思います。市においては、事業所と労働者のどちらも伸びていけるような環境を作ってもらいたい。

(事務局)

全国的に人口が減っている状況に加え、労働環境の悪さや低賃金により、職人が減っているため、市としても、職人の確保は必要であると考えます。そのため、兵庫県の最低賃金の上昇に負けないように労働報酬下限額を引き上げ、この審議会でできることをやっていきます。

(委員長)

その他に何かございますか。よろしいですか。

それでは、労働報酬下限額は事務局案のとおりとし、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、資料1の3のなお書きのとおりとすることについて、よろしいでしょうか。

(委員一同)

「異議なし」の声あり

(委員長)

それでは、労働報酬下限額は事務局案のとおりとし、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、資料1の3のなお書きのとおりといたします。

これから、いただいたご意見を基に、答申案を作成いたします。答申案を作成する間、しばらく休憩とします。

一時休憩

(委員長)

事務局より答申案の配布を行います。その内容で問題ないかご確認いただければと思います。

よろしいですか。

問題ないようですので、こちらで答申いたします。

では、続いてその他に移ります。事務局から説明をお願いします。

《事務局から説明》

令和6年度の条例に関する実施状況の報告（資料2）

1 公契約条例に係る令和6年度の状況

令和7年3月1日時点の公契約条例適用件数について、工事は11件、業務委託は12件、指定管理協定は12件となっており、工事は前年同時期6件、業務委託は前年同時期7件、指定管理協定は前年同時期12件でした。

なお、工事の11件のうち、3件は前年度以前から継続して契約している案件です。

2 公契約条例を運用している近隣市との比較

令和7年3月1日時点における条例対象となる範囲は、工事については、加東市が1億円以上、三木市及び加西市は5,000万円以上が条例対象です。業務委託については、3市とも1,000万円以上となっています。最後に、指定管理協定については、加東市は規則に定める指定管理施設ですが、三木市及び加西市は1,000万円が対象です。

続いて、令和5年度における発注件数と条例適用件数について、加東市のみ工事の対象金額が異なりますが、加東市は7件適用されて適用率は10.1%、三木市は5件適用されて適用率は2.9%、加西市は19件適用されて適用率は27.9%です。

3 令和6年度に取り組んだ内容

令和6年度は、条例の周知件数増加と課題分析に取り組みました。条例の周知については、令和6年度中に契約した工事の請負業者96者に対して、リーフレットを用いて条例の説明を行いました。昨年度の周知件数は67件であったため、約43%の周知件数増となりました。

以上、令和6年度の条例に関する実施状況報告とさせていただきます。

（委員長）

ただいまの報告につきまして、何かご質問ございますか。

では審議会はこれで終了とし、この後、答申を市長にいたします。

議事はこれで終了です。

《令和7年度労働報酬下限額について答申》

委員長 ⇒ 市長

令和7年4月14日

議長（委員長）

梅野巨利